

平成30年度沖縄県ホームページ広告掲載取扱業務契約書（案）

沖縄県知事 翁長 雄志（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、沖縄県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）への広告掲載について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が運営する県ホームページに広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）を募集するとともに、当該広告主の広告を甲に提出し、甲は、県ホームページに掲載する。

2 乙は、この契約書のほか、「沖縄県ホームページ広告掲載要領」（以下「要領」という。）及び「沖縄県ホームページ広告掲載実施基準」（以下「基準」という。）に定めるところに従い、前項に規定する広告主の広告に関する業務を行わなければならない。

（契約期間）

第2条 契約期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、契約金額の100分の10とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は免除とする。

（広告掲載料）

第4条 広告掲載料は、
円とする（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、
円）。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

（広告掲載料の支払い）

第5条 乙は、前条の広告掲載料を12月で除した月額
円を広告が掲載された月の末日までに、甲が発行する納入通知書により納付するものとする。

2 甲は、乙が前項の支払期日までに広告掲載料を支払わない場合は、当該未支払額につき、前項に規定する支払期限の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、年率9.1パーセントの延滞金の支払いを請求することができる。なお、支払いが確認されるまでの間、広告の掲載を停止することができる。

（広告掲載の決定）

第6条 要領第11条第1項により、乙が申込みのあった広告主の広告案及び広告主が指定したリンク先を甲に承諾を求める場合は、広告掲載承認申請書（別紙様式1）を添えて甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の規定により承諾を求められた場合は、速やかに審査し、その結果を乙に対し広告掲載承認通知書（別紙様式2）により通知する。

(広告又はリンク先等の変更)

第7条 乙は、甲に対し、要領第18条及び第19条による広告又はリンク先の変更について、あらかじめ広告掲載承認申請書(別紙様式1)による申請をし、甲の承諾を得なければならない。

2 前条の規定は、広告掲載変更可否の決定の場合に準用する。

(広告掲載の取消し)

第8条 要領第16条第1項に基づき広告の掲載を取り消した場合は、同条第2項により甲は乙を通じ広告主に対して、広告掲載取消通知書(別紙様式3)により通知する。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合、甲は、乙が県に納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。

(県ホームページ停止時の取扱い)

第9条 甲は、乙の責めに帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、その日数に応じて、第4条に定める広告掲載料について、日割計算により算出した金額を広告掲載料から減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が48時間未満の場合は、広告掲載料の減額は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により県ホームページの運営を一時停止した場合は、広告掲載料の減額は行わないものとする。ただし、一時停止の期間が72時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を減額する。

(1) 機器を保守し、又は工事を行う必要があること。

(2) 天災事変その他の非常事態が発生したこと。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、契約事務の一部又は全ての処理を他に委託してはならない。但し、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(違約金等)

第11条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 前項の規定により、この契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲、乙協議して定めるものとする。また、乙が契約に違反し、これによって甲に損害が発生した場合についても同様の取り扱いとする。

(第三者との紛争の処理)

第12条 掲載した広告内容等により、第三者との間に紛争が生じた場合においては、乙及び広告主が、その責任及び負担において紛争解決にあたるものとする。

(守秘義務)

第13条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

(解除等)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面によりこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙がこの契約及び要領に違反したとき。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する経費は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、沖縄県庁の所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項で約定の必要があるとき、または、この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 翁長 雄志

乙